

中野サンプラザの土地・建物等の区への移転について

中野四丁目新北口駅前地区第一種市街地再開発事業の事業計画の見直しにより、株式会社まちづくり中野21（以下「まちづくり中野21」という。）が予定していた転出補償金受領の見通しが立たない状況であることから、以下のとおり中野サンプラザの土地・建物等について区へ移転を行う。

1 現状

- まちづくり中野21は金融機関から約43億円の借入金があるが、令和7年2月末現在、まちづくり中野21が保有している現金は約11億円となっている。
- 令和6年6月の事業計画の施行認可申請時点では、転出補償金約354億円の受領を見込んでおり、そこから借入金約43億円の返済資金をまかなう予定であったが、その借入金を返済することができない状況となっている。
- 現在、中野サンプラザの土地・建物を保有することにより、まちづくり中野21は年間約3億円（固定資産税、利息、維持管理費）の支出が必要となっており、可能な限り早期の対応が求められている。

2 土地・建物等の区への移転について

- まちづくり中野21の負担を早期に軽減するために、中野サンプラザの土地・建物等について、寄附により区に移転する。
- 移転にあたっては、まちづくり中野21により土地・建物に設定されている金融機関の抵当権を抹消する必要があるため、借入金返済に対応するための追加出資を行うことを検討しており、補正予算の編成を含めて必要な対応を図る予定である。
- まちづくり中野21は、この追加出資により金融機関へ借入金の返済を行う。

3 今後のスケジュール（予定）

令和7年 第2回定例会	まちづくり中野21株主総会の議決権行使（定款変更）に係る議案の提案等
9月頃	中野サンプラザの土地・建物等の寄附受領